



第10回記念 高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン

# 楽市楽座出店のご案内

会期 2019.4.25・26

場所 岐阜メモリアルセンター  
(岐阜市長良福光大野)



お問い合わせ  
お申込み

高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン マラソン EXPO・楽市楽座出店事務局  
〒500-8875 岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通 1-12 岐阜中日ビル7階 (株式会社中日アド企画内)  
TEL.058-265-6220 FAX.058-265-6219

# 楽市楽座出店者募集

## 来場者7万人以上!! ぎふ清流ハーフマラソン同時開催イベント

2020年4月26日(日)に第10回となる国内唯一の高橋尚子さんの冠マラソン「高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン」が開催されます。その開催の前日より、スタート・ゴール地点となる岐阜メモリアルセンターにて、「ぎふ清流ハーフマラソン楽市楽座」を開催いたします。

楽市楽座には、全国からマラソンに参加されるランナー約1万人のほか、そのご家族ご友人など多くの方が来場し、賑わいをみせます。参加ランナーや一般の参加者が「ぎふ」を満喫し、思い出に残るようなイベントを一緒に作り上げていきましょう。

「ぎふ」の魅力を発信していただける企業様をはじめ、様々な分野の企業様の「ぎふ清流ハーフマラソン楽市楽座」へのご出展を心からお待ちしております。



### イベント概要

#### ■ 名称

第10回記念 高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン  
「マラソンEXPO・楽市楽座」

#### ■ 会期

2020年4月25日(土)から26日(日)まで2日間

#### ■ 時間

25日/10:00~18:00 ・ 26日/8:00~15:30  
(予定)

#### ■ 会場

岐阜メモリアルセンター

#### ■ 主催

高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン実行委員会  
(構成:岐阜陸上競技協会、岐阜県、岐阜市、  
(公財)岐阜県体育協会、中日新聞社)

#### 来場対象

■ マラソン参加者及びご家族、ボランティア、市内一般消費者

#### ■ 告知

中日新聞、テレビ愛知、ぎふチャン、岐阜県、岐阜市広報ほか

#### ■ 動員目標

7万人以上(ランナー1万人、同伴・近郊来場者6万人以上)

#### ■ 募集小間

50小間 (予定)

#### ■ スケジュール

|                   |      |                 |
|-------------------|------|-----------------|
| 2020年<br>4月24日(金) | 搬入日  |                 |
| 2020年<br>4月25日(土) | 楽市楽座 | ランナー受付          |
| 2020年<br>4月26日(日) |      | ぎふ清流<br>ハーフマラソン |
|                   |      | 終了後、搬出          |

### 第10回ぎふ清流ハーフマラソン概要

#### ◆ 日程

2020年4月26日(日) 9:00 スタート

#### ◆ 会場

岐阜メモリアルセンター発着

#### ◆ 参加人数

ハーフマラソン 10,000人  
3km 1,000人

#### ◆ 制限時間

ハーフマラソン=3時間5分  
3km=25分

#### ◆ ナンバーカード配布

2020年4月25日(土) 10:00~20:00

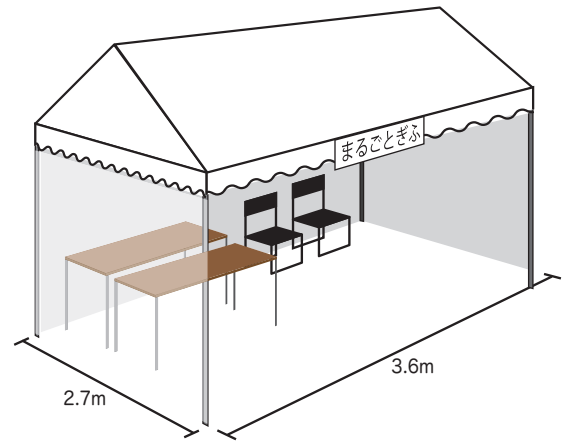
## 出店要項

### 1 ブース仕様

1ブース：間口 3.6m×奥行き 2.7m（四方幕付）

#### 付属備品

長机（1,800×450mm）2本、椅子2脚、社名板



### 2 出店料

ぎふPRゾーン 33,000円（消費税を含む）

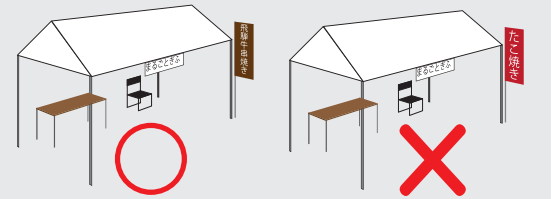
※ぎふPRゾーンでは、岐阜県内企業で、岐阜県の特産品を使った品目を全体品目の6割以上取り扱うことが条件となります。

条件を満たさない場合は、グルメゾーンもしくは物販その他ゾーンでの出店（55,000円）となります。

※ぎふPRゾーンでは、のぼり、看板等は岐阜県をPRするものに限りです。

※上記出店料は基本セットを含む料金で、それ以外の備品、電気等のオプションは別途費用がかかります。

#### ■ブース装飾例（ノボリ設置例）



### 3 申込締切日

《1次締切》 2020年1月31日（金）

《最終締切》 2020年2月21日（金）

※締切に関わらず、申込が予定ブース数に達した場合、お断りする場合があります。

### 4 お申し込み方法

出店規約をご確認のうえ、楽市楽座出店のご案内の最終ページの出店申込の必要事項を記入し、期日までにFAXにてお申し込みいただけますようお願いいたします。

### 5 出店料のお支払い

出店料は、株式会社中日アド企画よりご請求書をご送付いたします。指定期日までに指定銀行口座にお振込ください。なお、振込手数料は出展店社様でご負担ください。※期日は説明会でご連絡いたします。

### 6 出店の変更・取り消し

出展確定後の取り消しについては、以下の取り消し料を申し受けます。※出展確定は、事務局より「出店確定書」を郵送した時点になります。

①出展確定～2020年2月21日（金）まで ⇒ 出店料の50%

②2020年2月22日（土）以降 ⇒ 出店料の100%

### 7 出店社説明会について

日時／2020年3月中旬

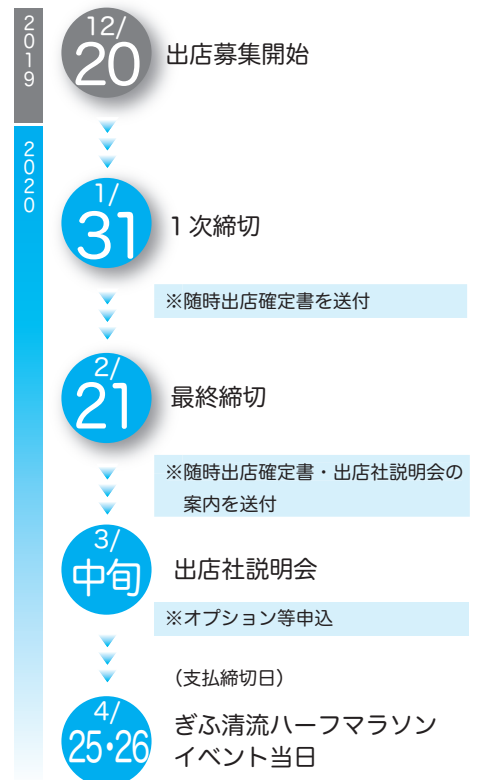
場所／岐阜メモリアルセンター長良川競技場内会議室

出展に関する注意事項、各種申請等に詳細をご説明いたします。

### 9 ブース位置の決定

お申込みいただいた社数、出店内容等を考慮して、主催者の一任とさせていただきます。

### 10 開催までのスケジュール



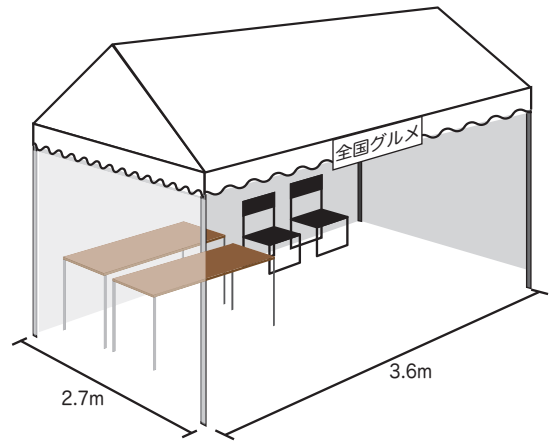
## 出店要項

### 1 ブース仕様

1ブース：間口 3.6m× 奥行 2.7m（四方幕付）

#### 付属備品

長机（1,800×450mm）2本、椅子2脚、社名板



### 2 出店料

- ①グルメゾーン 55,000円（消費税を含む）
- ②ショップゾーン 55,000円（消費税を含む）

※上記出店料は基本セットを含む料金で、それ以外の備品、電気等のオプションは別途費用がかかります。

### 3 申込締切日

《1次締切》 2020年1月31日（金）

《最終締切》 2020年2月21日（金）

※締切に関わらず、申込が予定ブース数に達した場合、お断りする場合があります。

### 4 お申し込み方法

出店規約をご確認のうえ、楽市楽座出店のご案内の最終ページの出店申込の必要事項を記入し、期日までにFAXにてお申し込みいただけますようお願いいたします。

### 5 出店料のお支払い

出店料は、株式会社中日アド企画よりご請求書をご送付いたします。指定期日までに指定銀行口座にお振込ください。なお、振込手数料は出展店社様でご負担ください。※期日は説明会でご連絡いたします。

### 6 出店の変更・取り消し

出展確定後の取り消しについては、以下の取り消し料を申し受けます。※出展確定は、事務局より「出店確定書」を郵送した時点になります。

- ①出展確定～2020年2月21日（金）まで ⇒ 出店料の50%
- ②2020年2月22日（土）以降 ⇒ 出店料の100%

### 7 出店社説明会について

日時／2020年3月中旬  
場所／岐阜メモリアルセンター長良川競技場内会議室  
出展に関する注意事項、各種申請等に詳細をご説明いたします。

### ブース位置の決定

お申込みいただいた社数、出店内容等を考慮して、主催者の一任とさせていただきます。

### 10 開催までのスケジュール



## 出店規約

## 1. 出店申込と契約の成立

出店希望者は、本出展規約を遵守することを承諾した上で、申込書に記載されている申込方法に従ってお申込ください。

主催者はこれを審査の上、マラソンEXPO(以下、「本催事」という)の主旨に適合するものと考えられる出店物(展示物、販売品目、施工・装飾を含む)。

以下、総称して「出店物」という。)を展示する出店希望者に対してのみ、「出店確定書」を発行いたします。出店者と主催者との出展契約は、この「出店確定書」を発送した時点をもって成立するものとします。

## 2. 出店料の支払い

出店社は「出店確定書」に記載された記載の指定日までに、出店料の支払いを完了してください。指定された期日までに出店料の入金が確認されない場合は出店契約を取り消すことがあります。国や地方自治体などの助成金を活用して出店する場合、助成金の交付が本催事開催後であっても、出店料は全額を開催前にお支払いください。出店社は、主催者に支払うべき付帯費用があるときは、指定された期日までに支払いを完了してください。

## 3. 出店の変更・取り消し

出店の取り消しまたは出店申込に際して申し込んだ展示スペース(以下、「ブース」という)の変更については、すべて文書にその理由を明記し、主催者に提出してください。出店確定後の取り消し・変更については、書面の主催者への到達日が、以下の期間に当たる場合、取り消し料を申し受けず。

a) 出店確定日～2020年2月21日(金)まで ⇒ 出店料の50%

b) 2020年2月22日(土)以降 ⇒ 出店料の100%

出店社が上記相当金額を取り消し時点で支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。出店社が、変更及び取り消し時点で支払い済の金額が上記区分による金額を超えている場合、主催者では超過分を返金させていただきます。

## 4. ブースの転貸などの禁止

出店社は契約したブースを主催者の書面による承諾なしに、ブースの全部または一部転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。

## 5. ブース位置の決定

ブース位置の決定方法は、ブース数、出店内容等を考慮のうえ、主催者に一任とさせていただきます。

出店社は主催者が割り当てたブース位置に対して異議を申し立てることはできません。

## 6. ブースの使用方法

a) 宣伝・営業活動は、本催事運営および隣接ブースに影響のない範囲で、すべてブースの中で行ってください。ブース以外のスペースを使用するの宣伝活動や、通路上に施設や表示を設けることはできません。また、出店社は、宣伝活動のためにブース近くの通路が混雑しないように責任を持つものとします。

b) 出店社は他のブースに隣接している場所では、隣接するブースを妨害する形で自社のブースを施工しないことに同意するものとします。隣接のブースから苦情が出た場合、主催者は本催事の運営上、ブースの装飾に変更が必要かどうかを判断します。主催者が変更を必要と認めた場合は、出店社はその判断に従い装飾を変更してください。

c) 主催者はその音・操作方法・材料・におい・外見又はその他の理由から問題があると思われる出店物を制限し、また、主催者の立場からみて、本催事の目的に適合しない出店物を禁止又は撤去する権限を有します。この権限は、人・物・行為・印刷物及び主催者が問題がある考える性質のものすべてに及ぶものとします。

d) (b) 及び(d)の制限又は撤去を行ったことによる費用はすべて出展社の負担となります。また、その際これらの変更・制限によって生ずる一切の損失・損害に関して、主催者は何らの責任を負いません。

e) 出店社は出展期間中、主催者指定の出展社証を着用のうえ、必ずブース内に常駐し、来場者への対応、出展物の管理にあたってください

## 7. 出店品目・条件

a) 出店物について、主催者が不適合と判断した場合は出展できません。

b) スポーツ用品メーカーなど、本大会の協賛スポンサーと競合する企業や団体による出店や物品販売についてはお断りさせて頂く場合があります。

c) 主催者は、aおよびbの規定に違反する出展がなされていると認めた場合には、当該出店物の撤去を求めることができます。なお、出店社が主催者の指示に応じない場合は、出店契約を解除することがあります。

## 出店規約

## 8. 保証条項

出店社は主催者に対し、本催事の出店物又はこれに関連する出店物についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

## 9. 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、出展物の管理責任は出店社にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負いません。出店社は出展物に対し、その輸送及び展示期間中を通じて保護のための適切な処置を講じてください。

## 10. 契約の解除

(1) 主催者は「出店確定書兼請求書」を発行した後も出店社に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出店契約を解除することがあります。

- a) 指定された期日までに出店料又は、付帯費用の支払いがなされない場合。
- b) 本規約の項目を1つでも違反した場合、かつ、その是正についての主催者の指示に従わない場合。
- c) 出店社の出展物が規約8項の保証条項に違反するものであることを認定する司法機関の判断及び関係省庁の指導がなされた場合。
- d) その他、本催事の正常かつ円滑な運営に重大な支障が生じるおそれがあると認められた場合。

(2) 主催者から前項の解除通知がなされた場合、出店社は以下の事項を異議なく承認するものとします。

- a) 本催事の開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに自己の費用で出展物を撤去して、小間を原状に回復すること。
- b) 主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。
- c) 解除の原因となる義務違反行為により主催者に損失が生じた場合、その損害を賠償すること。
- d) 出店社が解除に応じなかったことを起因して主催者が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償等を補償すること。

(3) 主催者は本項(1)の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、主催者の発行する印刷物等該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

## 11. 損害賠償

- (1) 出店社は自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備又は本催事の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。
- (2) 出店社は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費及び損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
  - a) 出店社の出店に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合(和解について、主催者は出店社の意思に拘束されないものとします。)
- (3) 出店社は調理に使用した廃油、廃水など会場設備を汚染するものを会場で捨てることにより、施設運営会社より原状復帰を求められた場合、その一切の費用を出店社が負担するものとする。

## 12. 本催事の開催中止

主催者は、地震・火災等の天変地異、その他やむを得ない不可抗力により、本催事開催を延期、中止又は開催時間の短縮をすることがあります。中止の場合は、出店料から必要経費を差し引いた残金を返却します。これ以外に出店社側の発生した経費については補償いたしません。

## 13. 規約の遵守

出店社は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出店社は主催者が定めるすべての規約・規定等を本催事の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。